五　飛行指示制御装置が第三十条で定める生産技術上の基準に適合することについて製造証明をする事務　次のいずれかに該当する者

イ　飛行指示制御装置の製造又は修理に係る許可事業者が実施する飛行指示制御装置の製造又は修理に関する研修として第三十六条第一項で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上飛行指示制御装置の製造又は修理に関する第三十七条で定める事務に従事した者

ロ　イに掲げる者と同等以上の能力を有していると経済産業大臣が認める者（経済産業大臣が必要と認める場合に限る。）

六　統合表示装置が第三十条で定める生産技術上の基準に適合することについて製造証明をする事務　次のいずれかに該当する者

イ　統合表示装置の製造又は修理に係る許可事業者が実施する統合表示装置の製造又は修理に関する研修として第三十六条第一項で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上統合表示装置の製造又は修理に関する第三十七条で定める事務に従事した者

ロ　イに掲げる者と同等以上の能力を有していると経済産業大臣が認める者（経済産業大臣が必要と認める場合に限る。）

七　回転翼航空機用トランスミッションが第三十条で定める生産技術上の基準に適合することについて製造証明をする事務　次のいずれかに該当する者

イ　回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に係る許可事業者が実施する回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する研修として第三十六条第一項で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する第三十七条で定める事務に従事した者

ロ　イに掲げる者と同等以上の能力を有していると経済産業大臣が認める者（経済産業大臣が必要と認める場合に限る。）

八　ガスタービン発動機制御装置が第三十条で定める生産技術上の基準に適合することについて製造証明をする事務　次のいずれかに該当する者

イ　ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に係る許可事業者が実施するガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する研修として第三十六条第一項で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する第三十七条で定める事務に従事した者

ロ　イに掲げる者と同等以上の能力を有していると経済産業大臣が認める者（経済産業大臣が必要と認める場合に限る。）

（航空検査技術者の選任）

第二十一条の二　航空機の製造に係る許可事業者は、法第八条第一項の確認をさせる航空検査技術者を選任するときは、第二十一条第一号に定める者を選任しなければならない。

（航空検査技術者の選任）

第二十六条　航空機の修理に係る許可事業者は、法第十条第一項の確認をさせる航空検査技術者を選任するときは、第二十一条第一号に定める者を選任しなければならない。

（製造方法の認可の適用除外）

第二十九条の二　法第十一条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる航空機用機器の製造をする場合とする。

一～五　［略］

六　令第二条第七号に掲げる航空計器

七～九　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

（航空検査技術者の選任）

第二十一条の二　航空機の製造に係る許可事業者は、法第八条第一項の確認をさせる航空検査技術者を選任するときは、第三十六条の航空機国家試験に合格した者を選任しなければならない。

（航空検査技術者の選任）

第二十六条　航空機の修理に係る許可事業者は、法第十条第一項の確認をさせる航空検査技術者を選任するときは、第三十六条の航空機国家試験に合格した者を選任しなければならない。

（製造方法の認可の適用除外）

第二十九条の二　法第十一条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる航空機用機器の製造をする場合とする。

一～五　［略］

六　令第一条の二第七号に掲げる航空計器

七～九　［略］